

---

平成31年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成31年3月11日 (月曜日)

---

**議事日程 (第2号)**

平成31年3月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について

- 日程第22 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第24 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第29 議案第31号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第32号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第35号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第36号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第40 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について
- 日程第43 議案第45号 築上町教育委員会委員の任命について  
(追加分)
- 日程第44 議案第46号 設計・施工契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成30年度築上町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第2 議案第3号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につい  
て
- 日程第3 議案第4号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につ

いて

- 日程第4 議案第5号 平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第6号 平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第7号 平成31年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第8号 平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第9号 平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第10号 平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第11号 平成31年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第12号 平成31年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第13号 平成31年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第14号 平成31年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第15号 平成31年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第16号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第18号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第19号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第20号 築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第21号 築上町立学校教育環境整備基金条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 築上町立学校給食運営基金条例の制定について
- 日程第22 議案第23号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第29 議案第31号 築上町農業委員会委員の任命について

- 日程第30 議案第32号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第31 議案第33号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第32 議案第34号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第33 議案第35号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第34 議案第36号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第35 議案第37号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第36 議案第38号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第37 議案第39号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第38 議案第40号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第39 議案第41号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第40 議案第42号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第41 議案第43号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第42 議案第44号 築上町農業委員会委員の任命について  
日程第43 議案第45号 築上町教育委員会委員の任命について

(追加分)

- 日程第44 議案第46号 設計・施工契約の締結について

---

出席議員 (12名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
9番 田村 兼光君	10番 塩田 文男君
11番 武道 修司君	12番 丸山 年弘君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (2名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君                      総務係長 城山 琴美君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	武道 博君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	神崎 博子君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	福田 記久君	下水道課長	西田 哲幸君
総合管理課長	吉留梯一郎君	商工課長	野正 修司君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	古市 照雄君
農業委員会事務局長	平田 美樹君	環境課長補佐	内山 政幸君
環境課環境係長	天野 真吾君	監査事務局長	石井 紫君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、先ほどのいろんなことにつきまして、町長から御挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

既に皆さんも御承知かと思えますけれども、土曜日の日、我が町の環境課長、長部仁志、午後1時に逮捕されたという報が3時に入ってまいりまして、本当に驚嘆しておるところでございます。

罪状は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反で逮捕されたということでございます。

昨日、福岡県警が本町の役場と築城支所の家宅捜索に入って、10時から入って昼3時ぐらいまでございました。そして、本日、早朝、課長庁議を開きまして、課長会議を開きまして、報告と、それから今後の職員に対する対処ということで、課長のほうに訓示をしたところでございます。

なお、この事件ということで、議員の皆さんには非常に御心配をおかけしておりますし、町民の皆さん等に対しても非常に不名誉な事件が起きたということで、朝に新聞の各社の記者会見もさせていただいて、いわゆる信頼回復のために万全を尽くしてまいるとということで記者会見をさ

せていただいたところでございます。

議員の皆さんも本当にびっくりした事件だろうと思いますけど、この事件ということで、今後、いわゆる司法の推移を見守りながら、町のほうも対応していかざるを得ないと考えているところでございます。

御理解のほどよろしくお願い申し上げまして、御報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

### 日程第1 議案第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第2号平成30年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 繰越明許費の補正についての説明を求めたいと思います。

土木費の町単費での道路維持、道路新設改良工事が繰越明許費になっておりますが、なぜ繰越明許にしなければいけなかったのか、どういう工事の内容だったのかの説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） ただいまの工藤議員の御質問にお答えいたします。

8款2項道路維持事業の町単独事業652万2,000円についてですが、これは道路維持工事に伴いまして、上水道管の切り回し等が発生いたしまして、関係機関協議及び資材の確保に時間を要してございます。

それから、町単独事業の1,329万5,000円でございますが、接続する県道求菩提椎田線の舗装工事と工期がかぶりまして、接続する部分が県道工事と町道工事と舗装しまして、関係機関協議等に時間を要するためでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 1つ目の道路維持に関しては、資材の調達が間に合わない、もう一つの新設工事、道路の改良工事は、工期が間に合わないという説明なんですけど、もともとこの工事はどういう工事だったのかは覚えていないのですが、やはり工期内に終わらせる、またそういうことも含めた工事発注ではなかったかなと思うんですね。

行政として、資材が間に合わなかった、工期が間に合わなかった、いろいろな諸事情があるん

でしょうけども、ここを簡単かというと、繰越明許にすることに関しては、いかがなものかなと思います。

言っても始まらないので、本当に新規の事業で何もしていなかったのであれば、一回予算を落として、また新規予算でもいいんではないかなとちょっと思ったものですから、そのあたりは建設課として今後の今みたいな理由の繰り越しとかが今後もあるような感じがするので、対応をどのように考えますか。

○議長（田村 兼光君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 維持工事等につきましては、できるだけ早く早期に発注できるものがあればしていきたいと思っております。これによりまして工期を十分確保できるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

---

### 日程第2. 議案第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第3号平成30年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

### 日程第3. 議案第4号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第4号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） それでは、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生文教常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第5号平成30年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第5. 議案第6号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第6号平成30年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第6. 議案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第7号平成31年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 本予算全体について質問いたします。

今般、このような事件が発生いたしまして、警察の捜査も昨日入りましたようで、多くの資料が押収されたと拝見しております。

現在の状況では、予算に対しまして慎重に審議することができないのではないかと危惧しております。

今回は、特に過去最高の予算提案となっております。このままこの大きな予算が審議採決されることは議会として住民の皆様から町執行部への不信感を招く結果になると感じております。

したがって、議案第7号、平成31年度一般会計予算は一度取り下げをお願いしたいと思います。

政策的予算は除いた暫定予算での提案を求めたいと思いますが、町長、どうお考えになられますか。御回答をお願いします。



○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の一般会計予算は事件とは関係ございませんので、取り下げはいたしません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次、ございませんか。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 関係なくはないと思います。先ほどの冒頭の御挨拶で町長は住民からの信用回復に万全を尽くすとおっしゃいました。それが真実であれば賢明な判断を切に望みたいと思います。

まだ議会は開催されます。どうか心よりお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 企画振興課の142ページ、駅前駐輪場、駅前の開発は、いよいよ築上町の顔ともいえる駅の開発にかかるわけなんですけども、それに関して2点ほどちょっとお尋ねしたいと思います。

以前、町長は、駅前は下水を通してから工事をするとおっしゃっていましたが、これについて、下水が先に通った後に工事へ入っていくのか。

もう一点は、駅前駐輪場を扱うわけで、一応、駅の利便性等でトイレをどうかしてほしいという話もあります。これは多分その中でトイレの位置が違うと思うんですけど、トイレをもしやるとしたら、まだしばらく先の話になると。それに対して、そういったトイレもどうかしようかという気はなかったのか、この辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には都市政策課長から答えさせますが、やっぱり住民、駅利用者の利便性、それから、一応、駅という築上町の顔の部分に当たりますので、いろんな形で整備はしていきたいと考えておりますが、具体的には課長のほうから答弁させます。

○議長（田村 兼光君） 都市政策課長。

○都市政策課長（竹本 信力君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず下水のほうから答弁いたします。下水の計画につきましては、駅前広場の工事に合わせまして時期を見て下水道課のほうと調整をして実施していくという予定でございます。

次の御質問のトイレ等の改修につきましても、当然これは町民の皆様の要望でもありますし、うちとしましてもトイレを早急にと考えているところでございます。つきましては、31年度この当初予算におきまして、トイレの改修、駅前周辺の整備をどういうふうにして今後つなげていくかということで、その辺のところも検討するための調査費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 下水の件は、わかりやすく言えば、でき上がった後によく掘ったりするという、いろいろ（ ）がありますので、つぎはぎにならないようにという気持ちで言ったんですけど、トイレについては、予算は確かに違うと思うんです。

駅舎を扱う何とかというのはまたもっと先の話になると思う。やはりでき上がってトイレが変わらんというのもあれなんで、ぜひそういったことを知恵を絞って、またその補正を上げているなら、早目にできることをお願いします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 2点ほどあるんですが、今回の予算にも、私は一般質問で予算編成にという形で質問をしているので、余りそのときにいろいろと言おうかと思うんですけども、今回も工事案件とかいろいろありますね。

先ほど宗議員が言いましたが、本当に大丈夫なのかと。

今回、こういう事件が起こって、予算とかいろんな予算が入っていますが、本当に大丈夫なのかということを、まず大丈夫だと、町長、強い意志で予算執行をしていただきたい。

そうしないと我々は今回の事件に関しても、施設の建設工事には反省している立場だから、またこういうことが起こるということ、絶対ないという、まず町長、そういう決意を聞かせてほしいのと、質問はちょっとずれますけど、やはり（ ）件もそうなんだろうけど、（ ）と思いますが、もっと真剣に予算に対しての思いというのを伝えてほしいなと思いますけど、町長、絶対大丈夫ですかという、問いに対しての回答をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、この予算、住民生活にとって非常に大切な予算でございますし、これは例年の大体の組み方と。

ただし、今、庁舎建設ということで、これも押し迫ってきております。この庁舎建設、大きい事業、あとは無線の全部更新し直すということで、大きい事業がだいぶ上がっておりますけれども、やはりこれはインフラ整備ということで、この庁舎も非常に耐震に弱い、そして、非常に亀裂がたくさん入っているということで、早急に一応立て直すべきところを今まで我慢してきたんだということで、これも住民の皆さんのコンセンサスは得ておると私は認識をしておりますし、議員の皆さんも賛成多数で了解をしていただいたということで、これは粛々と事業は進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長、事業は進めていくんだろうけど、私が言っているのは、大

丈夫なのかということなんです。その答えがない。一般質問で質問しますから。

もう一点、150ページの広域消防の件です。冒頭、町長は広域消防の使途金が不明和解をしつつ7,900万の使途不明金があるという報告が。それを中でのこういう節約とか、職員の採用を少し減らしていくとか、そういうようなことで、穴埋めにしたいという話だったと。

現実、経理上というか、一人要らなかったから年間幾らですからと、これがプラスマイナス、プラス、マイナスできるものなのかという疑問と、本来であれば、きちっとした数字を示して、改善案、今回の事件に関しての対策とか、そういうきちっとした七千数百万に対してのこれを返していくとか、穴埋めしていくというのをきちんと数字で示さないと我々はこの予算のことを可決するわけです、働いている消防団員のために。

ですから、そこはきちっと答弁していただきたい。数字をきちっと示して。

それと、理由のときも言いましたが、報告書。この報告書も総務産建、総務委員会ですかね。ちょっと1日だけ見たという経緯があります。我々は見ませんので、これをしっかりと我々議会に開示していただきたい。そこからまた見えるものがあるかもしれないし、我々が、町長が今後管理者、責任者ですかね、責任者としてまたアドバイスというか、こうしたらどうですかということが見えるかもしれないので、この2点、町長の考えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほどの答弁もちょっと伝えなかったけど、大丈夫で、これは頑張ってみますということで、ございますので、そこは理解をしていただき。

消防の件は、今、負担金は今年度要る予算を計上させていただいております。今年度というか、31年度の予算を。一応、消防本部からのこれだけかかるだろうという予算要求があつて、一応、今回計上させて。

事件とはこの予算とは一応無関係になりますけど、基本的には、今、皆さんにお知らせしたのが、この前、議会の冒頭に説明したとおりでございまして、基本的には、平成4年からの出来事ということで、これはすでに当時の責任者は2人とも亡くなっておるとい形になってまいります。

そういう形の中で、一応、誰がどういう責任があるのかという形にとれば、ほぼ責任のある方々はいなくなっておるとい形になりますし、そういう形の中で今後は住民の皆さんに理解してもらうのは、極力節約していくしかないだろうと。

それでもやはり消防職員と定数を減らしていく、現時点、現在の定数は127あるけれども、一応、その金額に匹敵するまでは2名減員していくであろうと。それをさきの組合議会のほうで一応和解の原因として、裁判をしておりますけれども、その和解の1つ、可決の附帯条件ということで、（ ）を議会のほうに示してくれと。議会に示した時には、皆さん方にもそれはお

示しできるだろうとこのように考えておるところでございます。

今しばらく、いわゆる節約案というものは、組合議会のほうに提案して、そしてそこで承認できれば皆さんにもお配りしたいと考えております。

報告書は一回いだろうということでお配りしたが、やはり委員会という立場のもので委員会のほうはこれは一応出さないでくれという形になってということで回収したということがございますので、私の一存ではできないんで、一応、理事会に諮るなり、委員会、今、解散しておりますけど、その委員会にどういうことなのか、もう一回確かめながら、理事会でこれは決議をして、可ということになれば、お配りしたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

○議員（5番 工藤 久司君） 最後に。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長、そこは大事だと思いますよ。この予算2億5,965万3,000円の予算、私たちは認めるわけです。

ただし、過去何年間においてかわからないですが、2億数千万という使途不明金が発生したことも事実なんだから、私の気持ちとすれば、これを足す引くとか、そういう形で穴埋めしていつて、各1市4町ですね。そういう形で使途不明金のお金を穴埋めしていくというのが一番わかりやすいと思う。

ただ、予算を減額することで、今現職の、今後、職員が不憫な思いをするということも考えなければいけないんで、そこを町長、理事会なり町長が今責任者であれば、きちっとした報酬を出して、特に報告書に関しては、きちんと我々に開示をするということ、町長、お約束をしていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 消防責任者であっても町長と責任者は別な立場でございますんで、一応、理事会それから議会と相談して要望がかなえられる形は。議員さんも出ておりますので、うちの町からも。議員さんからのまた報告もあろうかと思っておりますので、そのところはよろしくお願ひします。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

---

**日程第7. 議案第8号**

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第8号平成31年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第8. 議案第9号**

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第9号平成31年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第9. 議案第10号**

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第10号平成31年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第10. 議案第11号**

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第11号平成31年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第 1 1. 議案第 1 2 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号平成 3 1 年度築上町国民健康保険特別予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 2 号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第 1 2. 議案第 1 3 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号平成 3 1 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 1 3 号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第 1 3. 議案第 1 4 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 1 3、議案第 1 4 号平成 3 1 年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5 番 工藤 久司君） 今回の水道予算の事業ですか、事業費が 9,900 万円が上がっていますね。この内容をお知らせいただきたいのと、毎回言いますが、築上町の水道、使用料が高いという意見を耳にします。どうしても、単独会計ですからこのやりくりが大変なのはわかりますが、毎回毎回言っています。どういうふうな取り組みをできているのかということの答弁と今の 9,900 万の事業の内容だけを。

○議長（田村 兼光君） 福田上水道課長。

○上水道課長（福田 記久君） 建設改良費の 9,900 万については、配水管の応急となっている漏水が主に行っているところの、1,232 メーターを今回計上させてもらっております。

それと、施設改良費として、中央監視施設工事としまして、椎田地区の石町浄水場と置石排水池のテレメーター設備の改修を行うので、2,900 万程度計上させてもらっております。

それから、料金が高いということで、今後におきましては、維持できる収入等が大幅にあると

いうものではなく、平成31年度より京築地区水道企業団から受水を行うため、約4,800万程度一般会計から補助をいただき、運営の水道料金を今後も現状で維持していく形で考えております。

現状、今までどのように料金、経費を削減するためには管路についても老朽化施設等、更新していかなければいけません、現状は修理を行いながら延命を図って浄水場の維持、管理を行っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第15号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第15号平成31年度築上町下水道事業会計予算についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） これも水道と一緒に話をよく聞きます。下水道使用料が高いという話も聞きますが、今現在、都市計画指定地域、公共下水道の区域における工事の進捗状況、定着度、加入率がわかればお願いします。

○議長（田村 兼光君） 西田下水道課長。

○下水道課長（西田 哲幸君） 先ほどの質問ですが、今、椎田地区のほうの工事を整備していますが、計画区域、今の整備状況につきましては、約50%程度です。

加入率につきましては、下水道区域につきましては、約60%程度となっております。今、椎田地区に関しては、平成30年3月末現在で約40%程度になっています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 下水道の事業の進め方なんです、今、椎田地区で50%、あと50%ですね、この事業として。今後やはりこの下水道事業というのをしなければいけないのは、必要性はわかりますが、工事費はやはりどんどん今回でも4億か5億かの事業費ありますよね。どんどん進んでいくと、加入率も悪い、事業だけ進んでいく、この辺のバランスがどうなのかなという感じはします。

なぜかという、それがやはり受益者に負担として来るわけですね。ですから、その今後の事業の進め方も公共下水だけに頼るのではなくてというところは考えるべきではないかと思う

のです。

例えば。もうここを境に上は集合型の合併浄化槽にするとか、そういうことも一つあるのかなという気がしますので、今後の事業の進め方について、町長、考えがあれば。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には下水道計画の中で今行っておる椎田地区の下水道が一応公共事業の、私は最後ではないかと思っておるところです。あとは合併浄化槽、その一応山間部のほうは非常に経費がかさむと、そして加入率もそうよくない、よくなる見込みもないというふうなことで、できれば合併浄化槽の補助のほうで、既に旧築城地区はそれでいっておりますし、旧椎田のほうも下水完了地区以外、集団でやりたいという希望があれば、これは圃場整備が済んだところは農業集落排水事業がありますので、国の補助をもらってしたほうが有利にはなります。合併浄化槽、それぞれ個人の住宅の方については、いわゆる工事費が負担金が15万円、それからあと加入の際に自分のところで、庭、道路までは公共で行いますけど、自分の屋敷内は自分で行わなきゃと。

これで、負担がつかますけれども、合併浄化槽も、これは工事費ばかりでございますので、しかし、全体的に人家が離れておるところは合併浄化槽の推進ということで、現在も推進しておるところでございます、その方向性で行きたいと。

なお、加入率を上げて、やはり人口をふやすためにはちゃんと下水道の完備したところでないと家は建たないという、これは原則がございまして、やっぱり下水道、水道完備のところいわゆる戸建ての家を誘引していくという、こういう方法も必要だろうと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長の言うとおりで、下水道の完備がなければ、人口というのは、人っていうのはなかなか集まらない、特に若い世代です。

ただし、こういう話を聞きます。水道料金が1万円ぐらい来たと。この方は北九州から引っ越してきた方で、下水道を合わせた料金かと思って、水道料金見てびっくりしたんです。今の若者は町長が思うほど下水道完備ぐらいではうちの町を選択してくれません。やはりその使用料が幾らなのかとか、いろんなことを見て、選択する傾向にあるようです。ですから、そこはただ下水道整備をしたからいいというものではなく、これは大前提である住んでもらおうというところにもう少し着目するなり、力を入れていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（田村 兼光君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。



ただいま議題となっています議案第15号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第15. 議案第16号**

○議長（田村 兼光君） 日程第15、議案第16号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第16. 議案第17号**

○議長（田村 兼光君） 日程第16、議案第17号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第17. 議案第18号**

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第18号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第18. 議案第19号**

○議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第19号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第19. 議案第20号**

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第20号築上町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第20. 議案第21号**

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第21号築上町立小学校教育環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第21. 議案第22号**

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第22号築上町立学校給食運営基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第22. 議案第23号**

○議長（田村 兼光君） 日程第22、議案第23号築上町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第23. 議案第24号**

○議長（田村 兼光君） 日程第23、議案第24号築上町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第24. 議案第25号**

○議長（田村 兼光君） 日程第24、議案第25号築上町公共下水道区域外流入分担金に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第25. 議案第26号**

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第26号築上町ふるさと公園広場条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第26. 議案第27号**

○議長（田村 兼光君） 日程第26、議案第27号築上町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第27. 議案第28号**

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は厚生文教常任委員会に付託します。

---

**日程第28. 議案第30号**

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議案第30号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は総務産業建設常任委員会に付託します。

ここで一旦、トイレ休憩をいたします。再開は11時からとします。

午前10時43分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第29、議案第31号築上町農業委員会委員の任命についてから日程第43、議案第45号築上町教育委員会委員の任命についてまでを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第45号までを委員会付託を省略し、本日採決することに決定しました。

---

**日程第29. 議案第31号**

○議長（田村 兼光君） 日程第29、議案第31号築上町農業委員会委員の任命についてを議題

とします。

本案は築上町農業委員会委員に吉田俊明氏を任命することに議会の同意を求める人事案件です。  
会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

議場の入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項に規定により、13番、田原宗憲議員、14番、信田博見議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。

任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。

どちらとも判明しがたいもの、あるいは、白票は不同意とみなします。

点検箱。点検しましたか。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 記入の済んだ方から投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意11票。

したがって、議案第31号築上町農業委員会委員に吉田俊明氏を任命することについては同意とすることに決定しました。

---

### 日程第30、議案第32号

○議長（田村 兼光君） 日程第30、議案第32号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は築上町農業委員会委員に吉留福生氏を任命することに議会の同意を求める人事案件です。  
会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりましたので、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 記入が終わりましたなら、投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が11票。

したがって、議案第32号築上町農業委員会委員に吉留福生氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第31. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、議案第33号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に横山員伸氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 確認が終わりました。投票用紙を配布してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入しましたら順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意 11 票。

したがって、議案第 33 号の築上町農業委員会委員に横山員伸氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第 32. 議案第 34 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 32、議案第 34 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に蛭崎正徳氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配布してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意 11 票。

したがって、議案第 34 号の築上町農業委員会委員に蛭崎正徳氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第 33. 議案第 35 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 33、議案第 35 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に出口貞味氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が 11 票。

したがって、議案第 35 号の築上町農業委員会委員に出口貞味氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

#### 日程第 34、議案第 36 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 34、議案第 36 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に蛭崎幸生氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 配ったら順次記入して投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意 11 票。



したがって、議案第36号の築上町農業委員会委員に、蛭崎幸生氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第35. 議案第37号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第37号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に西田浩二氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わりました。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が11票。

したがって、議案第37号の築上町農業委員会委員に西田浩二氏を任命することに同意とすることに決定しました。

---

### 日程第36. 議案第38号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第38号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に宮野葵氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。

会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 記入されたら投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が 11 票。

したがって、議案第 38 号の築上町農業委員会委員に宮野葵氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第 37. 議案第 39 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 37、議案第 39 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に後藤聖四郎氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） それでは、記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意 11 票。

したがって、議案第 39 号の築上町農業委員会委員に後藤聖四郎氏を任命することについては、

同意とすることに決定しました。

---

**日程第38. 議案第40号**

○議長（田村 兼光君） 日程第38、議案第40号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に椎野洋文氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙の配付をしてください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） もらった方より記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。何人おるのか。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意11票。したがって、議案第40号の築上町農業委員会委員に椎野洋文氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

**日程第39. 議案第41号**

○議長（田村 兼光君） 日程第39、議案第41号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に小野俊明氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 確認が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） もらった方は順次記入して投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意 11 票。

したがって、議案第 41 号の築上町農業委員会委員に小野俊明氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

**日程第 40. 議案第 42 号**

○議長（田村 兼光君） 日程第 40、議案第 42 号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に奥本速雄氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙を配布してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） 順次記入して投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はよろしくお願ひいたします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が 11 票。

したがって、議案第 42 号の築上町農業委員会委員に奥本速雄氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

**日程第41. 議案第43号**

○議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第43号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に築別修一氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） もらった方は記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が11票。

したがって、議案第43号の築上町農業委員会委員に築別修一氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

**日程第42. 議案第44号**

○議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第44号築上町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町農業委員会に椎葉千亜紀氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は12人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 投票用紙を配布してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） もらったら記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が 11 票。

したがって、議案第 44 号の築上町農業委員会委員に椎葉千亜紀氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

---

### 日程第 43、議案第 45 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 43、議案 45 号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、築上町教育委員会に茅田香氏を任命することについて議会の同意を求める人事案件です。会議規則第 82 条の規定により、投票で同意、不同意を決定したいと思います。

ただいまの出席議員は 12 人です。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（田村 兼光君） 点検が終わりました。投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（田村 兼光君） もらった方は記入して順次投票してください。

〔議員投票〕

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いします。

〔開票〕

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効票ゼロ。有効投票のうち同意が 11 票。

したがって、議案第 45 号の築上町教育委員会委員に茅田香氏を任命することについては、同意とすることに決定しました。

議場の出入り口をあけてください。

**日程第44、議案第46号**

○議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

日程第44、議案第46号設計・施工契約の締結について議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第46号設計・施工契約の締結について。

築上町新庁舎建設事業について、次のように設計・施工契約を締結するものとする。

平成31年3月11日提出 築上町長 新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号は設計・施工契約の締結についてでございます。

本案は、設計・施工契約の締結、庁舎建設事業のものでございます。

本契約案は、平成30年12月10日に公募型プロポーザル方式による事業の募集を行った結果、2つの企業体の参加表明の提出がありました。

このうち、1者が技術提案書を提出し、1者が辞退届を提出しました。

審査結果は、別紙、築上町新庁舎建設事業者選定プロポーザル審査結果報告書のとおりでございます。

1者辞退ということで、1者の前田・松山・大建特定建設工事共同企業体が選定され、交渉権を獲得いたして契約の交渉を行い、消費税込みで34億6,464万円で仮契約をしているものでございます。

中身につきましては、基本設計から実施設計、解体設計、外構設計、工事監理一式という形になっておるところでございます。

そういう形の中で、今から基本計画を町のほうと打ち合わせをしながら、プロポーザル案件に基づいての計画を行って、そして実施設計に入っていく、このような段取りになる予定でございます。よろしく御審議をいただきたいかと思っております。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） この件には、まず前置きとしまして、契約案件というのは、し尿処理場建設議案に対して事件が起きました。私たち議員はし尿処理施設建設契約議案に対して、あのときもっともっと慎重に議論を、審議をせねばならなかったと、重い責任を感じているところでございます。

今回の新庁舎に関する建設契約の議案でございます。建設に関する技術提案書を資料要求しましたが、知的財産保護の観点から開示できないとのことでございました。

審議をしなければならない私たち議員には見せられておりません。

私たち議員が今わかることは、契約の相手先。

契約金額税込み37億2,128万円。

工事はたったの2年。

その3点だけでございます。つまり私ども議員には37億2,128万円の契約について何の情報も開示されないまま、早く信任状を渡せと議案がつけつきられている状況でございます。

新庁舎の建設スケジュールが短過ぎるのは誰が見ても明らかでございます。どういう審査基準で審査されたのか、競争入札ですので、1者だと何を目安に競争したのか、それが1点質問です。

そして、この驚異的に短いスケジュールで、建設費、引っ越し、解体、外構の工事、全て要求水準書に含まれておりますが、それがなぜ2年で実行可能と判断したのか、担当課長、御回答をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） この設計・施工契約につきましては、公募型のプロポーザル方式により締結いたしました。この件につきましては、契約方法は随意契約でございます。

要求水準書と工期の関係でございますが、総合的に庁舎建設の選定委員さんに審議していただきまして、工期に見合う施工ができるという判定をいただきまして契約するに至ったものでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 一般的な回答をありがとうございます。

確かに、私たちには、審査報告書というものが、きょうも提示されておりますし、このあいだもいただきました。これは、ホームページにもアップされておりましたので、しっかりと読ませていただいたことであります。

課長のおっしゃるとおり、報告書に書かれていることは業者建設計画をここが壊れるかもしれない、古いから、そういった、そして、1社辞退されたことはスケジュールが無理だから辞退します。

そして、次に、一次審査は49点という落第点だった、50点以下。一次審査は、確か設計施工管理の技術者の能力を計るものが落第点。

そして、二次審査は、大事な工期の全体管理を68点だった。そして、最終的に期間も短いし、機材も高騰してるから高くていいよと審議委員さんたちは審査されたということが審査要領からよくわかります。

こんな審査でオーケーをしていいのでしょうか。私はそこに疑問を感じています。



その上で、次の質問させていただきます。

本プロポーザルには応募は2者でした。そのうち1者はプロポーザルを辞退しましたが、その理由は解体工事、外構工事に関しての期間が大幅に不足していることであると辞退届に記載されていました。

築城中学校の解体工事、例に上げさせていただきますと、築城中学校の解体工事は4カ月半。外構工事も3カ月半かかってました。ちなみに、今度、提案されている八津田小学校の外構工事は4カ月、解体工事は4カ月。

本プロポーザルの技術提案書の中の全体管理計画の中で、工程計画が提案されているはずなんですけど、受注業者の提案では、庁舎の引き渡しは何年の何月になっているんでしょうか。それぐらいは開示していただいてもいいのではないのでしょうか。

3年3月までに完了できるのか心配でたまりませんので、そこだけでも教えてください。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

本体庁舎の引き渡しにつきましては、提案によりますと平成32年の12月中ということになっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） そのように短い工期では、私の不安は払拭できません。12月に引き渡して、1カ月に引っ越して、そしてここを解体する。それだったら何カ月いるのか。

解体だけではありません。その後外構工事、危険がないように工事するところまでこの中に含まれてなければならなので、大変不安でございます。

新庁舎建設のこの方式以前の業者選定過程を見て、どうしても感じてしまうのは、今回、事件になったし尿処理施設建設工事入札と似た状況にあるのではないかということです。

新聞記事にありました工事の契約をめぐる、参加条件を厳しくするなどして特定の業者に便宜を図った。そのような状況にあるのではないかと大変危惧しております。

以上、ここで修正の動議を提出したいと思います。

築上町議会規則第123条、同115条、第115条の2第2項の規定により動議を提出します。

議案第46号築上町新庁舎建設事業設計・施工契約案に対して、プロポーザル審査委員会審査委員長北九州市市立大学地域創生学詳内田晃教授。そして、これまでに本建設工事業業者選定支援業務委託をしてくださっている公益財団法人福岡県建設技術情報センターの担当者に、参考人として御出席いただきまして、意見を聞くことを望みます。

以上、私による動議の提出でございます。

○議長（田村 兼光君） ただいま宗議員から参考人招致を求める動議が提出されました。動議にはほかに1名以上の賛成者が必要です。ほかに賛成者いますか。

この動議には、2名以上の賛成者がありますので成立しました。

それでは、ただいまの参考人招致を求める動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） したがって、参考人招致を求める動議は否決されました。

ほかに質疑はありませんか。田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） この、今、課長が述べたように、庁舎の引き渡しが平成32年の12月という回答をもらいましたが、庁舎の供用開始は33年の4月になっていると思うんですね。その日にちの変更ですね。これが12月に引き渡しができないと、工事が完了しないと思います。

今後の庁舎の供用開始の日にちの変更と、このプロポーザルの新庁舎にかかわる関連で下水道の引き込みが、もしあるのであれば、その下水の引き込み時期がいつになるのをお聞きします。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

庁舎建設の募集要項には、庁舎建設の供用開始が33年3月31日までとなっております。ただし、業者提案による前倒しにつきましては、提案を妨げるものではございませんので、業者提案につきましては平成32年の12月となっております。

それと、後1点ですけども、下水道の引き込み工事につきましては、恐らく今年度の工事で発注しておると思いますので、引き込みにつきましては、本庁舎完成内で引き込みを予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） そうすれば、下水の引き込みは可能なんですね。下水の引き込みはね。

それと、業者からの提案で12月というんですけど、基本的に解体と外構工事の分に関しては、どれぐらいの期間を要するのか。それがプロポーザルでは3月31日になっている。どうやって、この、今、使ってますね、本庁をね。

課長、そこでしかめることじゃないと思うやけど。基本的に引っ越しするのにも2週間とかい

う。多分標準工期内にあると思うんですよ。

新庁舎に移った時は、解体が終わったかなきゃいけないんでしょう。解体が終わってないから、4月1日に新庁舎に移った。そのとき、まだ解体工事はしてないんじゃないです。言っている意味わかります。首かしげることじゃないと思うけどな。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

本庁舎完成につきましては、平成32年12月31日を業者のほうで提案しております。庁舎が完成しましたら、引っ越しを始めまして、引っ越し完了後に現庁舎を解体。造成にかかるというところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 期間につきましては、解体と造成を含めまして3カ月というこの提案でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 最短で3カ月と言うんなら、それなら庁舎の落成式なり、供用開始の日にちを変更したらどうですか。

今後、する予定があるのか、ないのかお答えできますか。

○議長（田村 兼光君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

その供用開始時期につきましては、工事の進捗状況もあろうかと思えますけども、予定としましては、新庁舎の供用開始としましては12月31日に完成しましたら、33年の1月以降になろうかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。信田議員。

○議員（14番 信田 博見君） 最初は2社あったと、そういうことで、その1社が募集要項に示されている事業スケジュールに沿って遂行ができないと判断して辞退したということですよ。で、後1社はスケジュールどおりに遂行できると判断したということでしょう。

期限内に必ず終わるということをお願いしたいというか、できますよね。町長、副町長、課長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 契約する以上、その期限で終わっていただくという形になります。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（14番 信田 博見君） ぜひ期限内ということで、もしそれ終わらん場合は何とかしないと。できないということで辞退した業者には、非常に申しわけないことになるのではないかと思います。その点よろしくお願いします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は総務産業建設常任委員会に付託します。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、あすの正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時03分散会

---